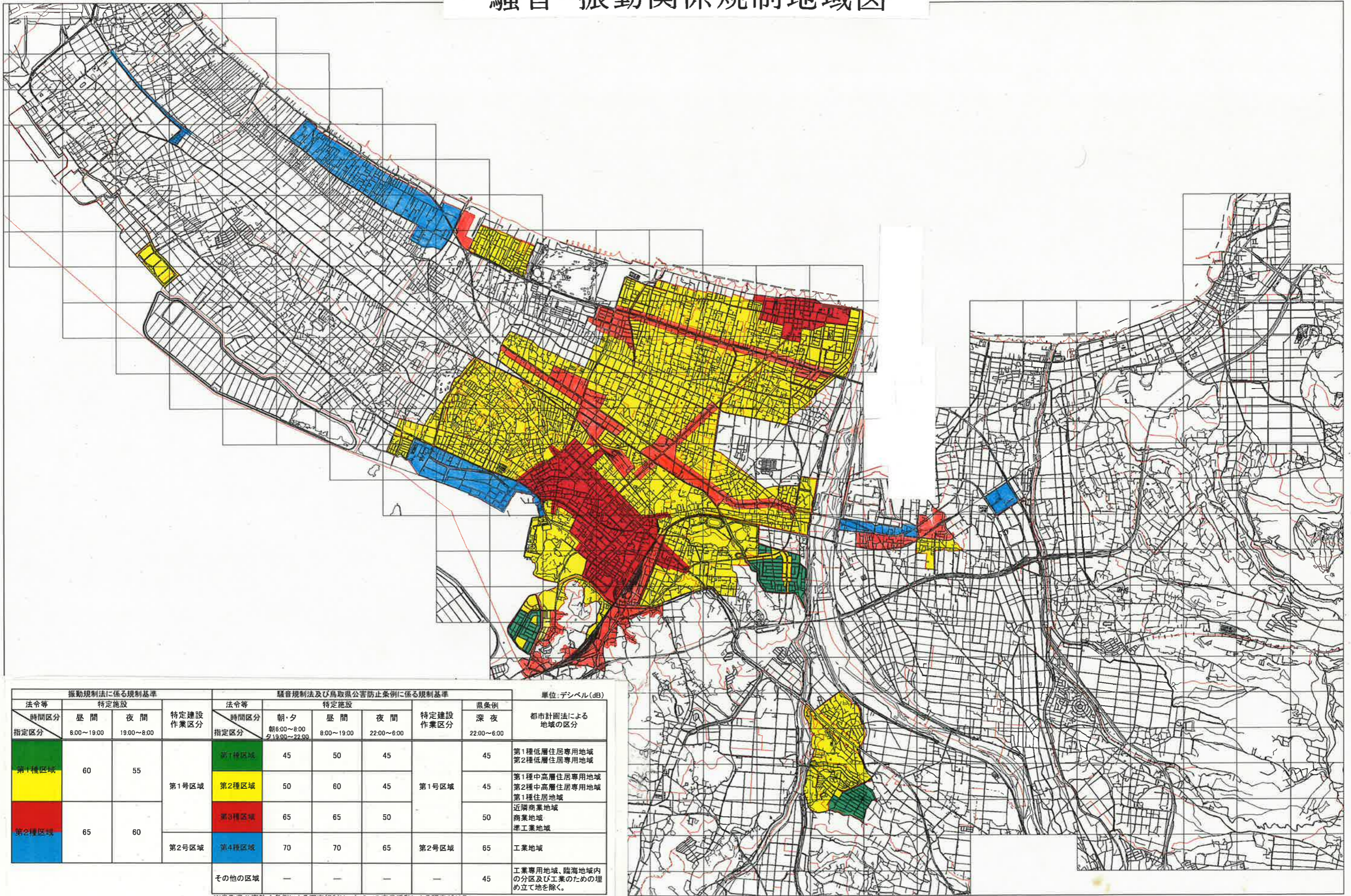


# 騒音・振動関係規制地域図



振動規制法に係る規制基準				騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に係る規制基準					単位:デシベル(dB)	
法令等	特定施設		特定建設作業区分	法令等	特定施設			特定建設作業区分	県条例 深夜 22.00~6.00	都市計画法による 地域の区分
時間区分 指定区分	昼間 8.00~19.00	夜間 19.00~8.00		時間区分 指定区分	朝・夕 朝6.00~8.00 夕19.00~22.00	昼間 8.00~19.00	夜間 22.00~6.00			
第1種区域	60	55	第1号区域	第1種区域	45	50	45	第1号区域	45	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域				65	60	45	45			第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域
第2種区域	65	60		第3種区域	65	65	50		50	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
				第4種区域	70	70	65		第2号区域	65
			その他の区域	—	—	—	—	45	工業専用地域、臨海地域内の 分区及び工業のための埋 め立て地を除く。	

※鳥取県公害防止条例による深夜規制は、すべての事業活動による騒音が対象。  
 ※規制値は、特定施設等のある敷地と隣接地との境界線上における値。

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである〔助言番号〕平17 中公 第253号〕  
 住宅地図データは、株式会社ゼンリンの著作権の対象となっています。(承認番号: 2011003043)